

令和 4 年 第 3 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

令 和 4 年 9 月 5 日 提 出

目 次

報告第5号	令和3年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について	1
承認第4号	令和4年度東浦町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求 めることについて	別添
認定第1号	令和3年度東浦町一般会計決算の認定について	別添
認定第2号	令和3年度東浦町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	別添
認定第3号	令和3年度東浦町土地取得特別会計決算の認定について	別添
認定第4号	令和3年度東浦町後期高齢者医療特別会計決算の認定について	別添
認定第5号	令和3年度東浦町水道事業会計決算の認定について	別添
認定第6号	令和3年度東浦町下水道事業会計決算の認定について	別添
議案第33号	東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正について	3
議案第34号	東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	6
議案第35号	東浦町税条例等の一部改正について	13
議案第36号	東浦町子ども・若者会議条例の一部改正について	29
議案第37号	令和4年度東浦町一般会計補正予算（第8号）	別添
議案第38号	令和4年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	別添
議案第39号	令和4年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第40号	令和4年度東浦町下水道事業会計補正予算（第1号）	別添
議案第41号	損害賠償の額の決定及び和解について	30
議案第42号	工事請負契約の締結について（於大公園再整備工事（3-3））	31

報告第5号

令和3年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年9月5日提出

東浦町長 神谷明彦

令和3年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率

(単位：%)

指標名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△10.18)	13.18	20.00
連結実質赤字比率	— (△26.35)	18.18	30.00
実質公債費比率	△0.4	25.0	35.0
将来負担比率	— (△46.4)	350.0	

注 () 内に参考としてその値を併記しています。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計名	比率	経営健全化基準
東浦町水道事業会計	—	20.0
東浦町下水道事業会計	—	

注 比率の「—」は、資金不足額がなく資金剰余額がある場合

議案第 33 号

東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正について

東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 9 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の退職手当に関する条例（昭和 45 年東浦町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>第 13 条第 2 項において「勤務日数」という。）が 18 日（1 月間の日数（東浦町の休日を定める条例（平成元年東浦町条例第 31 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が 20 日に満たない日数の場合にあっては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第 13 条第 2 項において「職員みなし日数」という。）</u>以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第 4 条中 11 年以上 25 年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 18 日以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第 4 条中 11 年以上 25 年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分並びに第 5 条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに 25 年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、この限りでない。</p>

る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(失業者の退職手当)

第13条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者(以下この項において「職員等」という。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1) 及び (2) 略

3から10まで 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給

(失業者の退職手当)

第13条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づき町長が定める規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者(以下この項において「職員等」という。)であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1) 及び (2) 略

3から10まで 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給

<p>を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>(5) <u>公共職業安定所、職業安定法第4条第9項</u>に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は町長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 略</p> <p>12 から 17 まで 略</p>	<p>を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>(5) <u>公共職業安定所、職業安定法第4条第8項</u>に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は町長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 略</p> <p>12 から 17 まで 略</p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町職員の退職手当に関する条例第2条第2項及び第13条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤職員の退職手当の支給要件を緩和するため提案するものである。

議案第 34 号

東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 9 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年東浦町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）<u>(当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては当該子が 2 歳に達する日) までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）<u>(第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日) までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職</u>（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p>

満了すること及び引き続き
任命権者を同じくする職（以下
「特定職」という。）に採用さ
れないことが明らかでない非
常勤職員

(イ) 略

イ 次のいずれかに該当する非常
勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達す
る日（以下「1歳到達日」とい
う。）（当該子について当該非常
勤職員が第2条の3第2号に
掲げる場合に該当してする育
児休業の期間の末日とされた
日が当該子の1歳到達日後で
ある場合にあっては、当該末日
とされた日。以下（ア）にお
いて同じ。）において育児休業
をしている非常勤職員であつて、
同条第3号に掲げる場合に該
当して当該子の1歳到達日の
翌日を育児休業の期間の初日
とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の
期間の末日とする育児休業を
している場合であつて、当該任
期を更新され、又は当該任期の

(イ) 略

イ 第2条の3第3号に掲げる場
合に該当する非常勤職員（その養
育する子が1歳に達する日（以下
この号及び同条において「1歳到
達日」という。）（当該子について
当該非常勤職員がする育児休業
の期間の末日とされた日が当該
子の1歳到達日後である場合に
あっては、当該末日とされた日）
において育児休業をしている非
常勤職員に限る。）

満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 及び (2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 及び (2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合)にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日

と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場

合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 略

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 略

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規

<p>休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。</p>	<p>定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</p>
<p>(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 略</p>	<p>(2) 略</p>
<p>(3) 略</p>	<p>(2) 略</p>
<p>(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) から (4) まで 略</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間) 第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。 (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) から (4) まで 略</p>

<p>(5) 略</p> <p>(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。</p> <p>(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)</p> <p>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。</p>	<p>(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</p> <p>(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p>
--	---

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由

非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する等のため提案するものである。

議案第 35 号

東浦町税条例等の一部改正について

東浦町税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 9 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町税条例等の一部を改正する条例

(東浦町税条例の一部改正)

第 1 条 東浦町税条例(昭和 29 年東浦町条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第 20 条の 4 法第 20 条の 10 の納税証明書の<u>交付(法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</u>の手数料は、東浦町手数料条例(昭和 59 年東浦町条例第 8 号)に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第 97 条の 2 に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第 20 条の 4 法第 20 条の 10 の納税証明書の<u>交付手数料</u>は、東浦町手数料条例(昭和 59 年東浦町条例第 8 号)に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第 97 条の 2 に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p>
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第 32 条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第 35 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは</u>、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第 32 条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特定配当等申告書(町民税の納税通知書が送達される時まで)に提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも</u></p>

<p>5 略</p> <p>6 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第 35 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p><u>提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第 35 条の 2 第 1 項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第 35 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 略</p> <p>6 前項の規定は、<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書 (町民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき (特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。) は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、<u>第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第 35 条の 2 第 1 項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第 35 条の 3 第 1 項に規定する確定</u></p>
---	--

<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 33 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第 314 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 33 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を越えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>(5) 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人及び<u>公益財団法人</u>(その主たる事務所を県内に有するものに限る。)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(6) から (11) まで 略</p>	<p><u>申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 33 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第 314 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 33 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を越えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>(5) 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人及び<u>公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 155 号)附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含み、その主たる事務所を県内に有するものに限る。)</u>に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(6) から (11) まで 略</p>
--	--

<p>2 略</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第 33 条の 9 所得割の納税義務者が、第 32 条第 4 項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、第 33 条の 3 及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第 35 条の 2 第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式 (別表) による申告書を</p>	<p>2 略</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第 33 条の 9 所得割の納税義務者が、第 32 条第 4 項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、第 33 条の 3 及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第 35 条の 2 第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式 (別表) による申告書を</p>
---	---

町長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。））の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの）に係るものを除く。）若しくは法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 33 条の 7 の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第 26 条第 2 項に規定する者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。

2 前項の規定により申告書を町長に提

町長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者）に係るものを除く。）若しくは法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 33 条の 7 の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第 26 条第 2 項に規定する者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。

2 前項の規定により申告書を町長に提

出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、**施行規則第2条第3項ただし書**の規定により町長の定める様式による。

3から9まで 略

（所得税に係る更正又は決定事項の申告義務）

第35条の3 略

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により**付記**された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を**付記**しなければならない。

（個人の町民税に係る給与所得者の**扶養親族等申告書**）

第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与

出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、**施行規則第2条第4項ただし書**の規定により町長の定める様式による。

3から9まで 略

（所得税に係る更正又は決定事項の申告義務）

第35条の3 略

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により**附記**された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を**附記**しなければならない。

（個人の町民税に係る給与所得者の**扶養親族申告書**）

第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与

支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3) 略

(4) 略

2から5まで 略

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等

支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

2から5まで 略

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由し

受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 略

(4) 略

2 から 5 まで 略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第 51 条の 7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の 10 日までに、施行規則第 5 号の 8 様式又は施行規則第 2 条第 3 項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第 67 条の 2 法第 382 条の 2 に規定する固定資産課税台帳(同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第 382 条の 4 に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、東浦町手数料条例に定めるところによる。ただし、法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定により公示

て、町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

2 から 5 まで 略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第 51 条の 7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の 10 日までに、施行規則第 5 号の 8 様式又は施行規則第 2 条第 4 項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第 67 条の 2 法第 382 条の 2 に規定する固定資産課税台帳(同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、東浦町手数料条例に定めるところによる。ただし、法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第 67 条の 3 法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書 (同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。) の交付 (法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。) の手数料は、東浦町手数料条例に定めるところによる。

附 則

第 7 条の 3 の 2 平成 22 年度から令和 20 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合 (居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から令和 7 年までの各年である場合に限る。) において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項 (同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 33 条の 3 及び第 33 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

第 16 条の 3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等 (以下この項において「特

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第 67 条の 3 法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書 (同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。) の交付手数料は、東浦町手数料条例に定めるところによる。

附 則

第 7 条の 3 の 2 平成 22 年度から平成 45 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合 (居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 33 年までの各年である場合に限る。) において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項 (同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 33 条の 3 及び第 33 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

第 16 条の 3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等 (以下この項において「特

定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租

定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第32条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第32条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第32条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租

税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の 3 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 37 条、第 37 条の 4 から第 37 条の 6 まで又は第 37 条の 8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第 20 条の 2 略

2 及び 3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 35 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の 3 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 37 条、第 37 条の 4 から第 37 条の 6 まで、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第 20 条の 2 略

2 及び 3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特例適用配当等申告書(町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 35 条の 2 第 1 項の規定による申告書

(2) 第 35 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなさ

<p>5 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に 係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に 係る所得が生じた年分の所得税に係る <u>第35条の3第1項に規定する確定申告 書に前項後段の規定の適用を受けよう とする旨の記載があるときに限り、適用 する。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の 2第1項の規定の適用がある場合(第3 項後段の規定の適用がある場合を除 く。)における第33条の9の規定の適用</p>	<p><u>れる場合における当該確定申告書に 限る。)</u></p> <p>5 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に 係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に 係る所得が生じた年の翌年の4月1日 の属する年度分の条約適用配当等申告 書(町民税の納税通知書が送達される時 までに提出された次に掲げる申告書を いう。以下この項において同じ。)に前 項後段の規定の適用を受けようとする 旨の記載があるとき(条約適用配当等申 告書にその記載がないことについてや むを得ない理由があると町長が認め るときを含む。)に限り、適用する。た だし、第1号に掲げる申告書及び第2号に 掲げる申告書がいずれも提出された場 合におけるこれらの申告書に記載され た事項その他の事情を勘案して、同項後 段の規定を適用しないことが適当であ ると町長が認めるときは、この限りでな い。</p> <p>(1) <u>第35条の2第1項の規定による申 告書</u></p> <p>(2) <u>第35条の3第1項に規定する確定 申告書(同項の規定により前号に掲げ る申告書が提出されたものとみなさ れる場合における当該確定申告書に 限る。)</u></p> <p>5 略</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の 2第1項の規定の適用がある場合(第3 項後段の規定の適用がある場合を除 く。)における第33条の9の規定の適用</p>
--	---

については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「平成45年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特

例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「平成45年度」とあるのは「令和17年度」と、「平成33年」とあるのは「令和4年」とする。

(東浦町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 東浦町税条例の一部を改正する条例(令和3年東浦町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第35条の3の3の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は<u>扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年</p>	<p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は<u>扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」とい</p>

<p>金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>2 から 5 まで 略</p>	<p>う。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>2 から 5 まで 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中東浦町税条例第33条の7第5号の改正規定及び第2条の規定 公布の日

(2) 第1条中東浦町税条例第32条第4項及び第6項、第33条の9第1項及び第2項、第35条の2第1項ただし書及び第2項、第35条の3第2項及び第3項並びに第51条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中東浦町税条例第20条の4、第67条の2及び第67条の3の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の東浦町税条例第20条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(町民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の東浦町税条例(次項において「新条例」という。)第35条の3の2第1項の規定は、附則第1条本文に規定する施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に支払を受けるべき第35条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の東浦町税条例(次項において「旧条例」という。)第35条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適

用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 35 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の東浦町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 4 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の東浦町税条例第 67 条の 2 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（次項において「施行日」という。）以後にされる地方税法第 382 条の 2 の規定による固定資産課税台帳（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 2 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の東浦町税条例第 67 条の 3 の規定は、施行日以後にされる地方税法第 382 条の 3 の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定を整備する等のため提案するものである。

議案第 36 号

東浦町子ども・若者会議条例の一部改正について

東浦町子ども・若者会議条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 9 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町子ども・若者会議条例の一部を改正する条例

東浦町子ども・若者会議条例（平成 26 年東浦町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 子ども及び若者に関する施策を総合的に推進するため、次に掲げる規定に規定する合議制の機関として、東浦町子ども・若者会議（以下「子ども・若者会議」という。）を置く。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）<u>第 72 条第 1 項</u> (所掌事務)</p> <p>第 2 条 子ども・若者会議は、町長又は教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) 子ども・子育て支援法<u>第 72 条第 1 項各号</u>に掲げる事務</p> <p>(5) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 子ども及び若者に関する施策を総合的に推進するため、次に掲げる規定に規定する合議制の機関として、東浦町子ども・若者会議（以下「子ども・若者会議」という。）を置く。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）<u>第 77 条第 1 項</u> (所掌事務)</p> <p>第 2 条 子ども・若者会議は、町長又は教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) 子ども・子育て支援法<u>第 77 条第 1 項各号</u>に掲げる事務</p> <p>(5) 略</p>

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 41 号

損害賠償の額の決定及び和解について

公用車運転時の過失による物損事故及び人身事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

令和 4 年 9 月 5 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

1 事故の概要

令和 3 年 7 月 6 日 (火) 午後 2 時 10 分頃、職員が町道緒川新田 175 号線を公用車で西から東へ走行していたところ、当該公用車の左前部が、交差点を北から南へ走行する相手方の車両の右前部に接触した。その際、双方車両のバンパー等が破損し、及び相手方が腰部等を負傷した。

2 損害賠償の額

(1) 物損事故

191, 213 円

	東浦町	相手方
損 害 額	928, 070 円	254, 950 円
過 失 割 合	75%	25%
賠 償 額	191, 213 円	232, 018 円

(2) 人身事故

594, 534 円

	東浦町	相手方
損 害 額	0 円	792, 712 円
過 失 割 合	75%	25%
賠 償 額	594, 534 円	0 円

3 和解の内容

町は、相手方に対して、双方の賠償額を相殺した 553, 729 円を支払うこととする。

提案理由

損害賠償の額を決定し、及び和解するため提案するものである。

議案第 42 号

工事請負契約の締結について（於大公園再整備工事（3－3））

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年9月5日提出

東浦町長 神谷明彦

記

- 1 工事名
於大公園再整備工事（3－3）
- 2 路線等の名称
於大公園
- 3 工事場所
知多郡東浦町大字緒川字沙弥田地内
- 4 工事概要
 - (1) プール取壊し工
 - (2) 敷地造成工
 - (3) 雨水排水設備工
- 5 契約金額
71,940,000 円
- 6 契約の相手方
 - (1) 名称
株式会社ヒューテック
 - (2) 代表者
代表取締役 長坂 勝之
 - (3) 所在地
知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1
- 7 契約の方法
一般競争入札

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものである。